

## 令和6年小野町議会定例会6月会議

### 議事日程（第4号）

令和6年6月17日（月曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第31号 小野町税条例の一部を改正する条例について  
〔討論、採決、以下日程第4まで同じ〕
- 日程第 4 議案第32号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第33号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第1号）  
〔討論、採決、以下日程第6まで同じ〕
- 日程第 6 議案第34号 令和6年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 請願・陳情の採択、不採択の決定
- 日程第 8 特別委員会委員長の中間報告
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

（追加）

- 追加日程第1 議員提出議案第3号 議員派遣について  
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 追加日程第2 議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書  
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 追加日程第3 議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書  
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 追加日程第4 議員提出議案第6号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書  
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 追加日程第5 議員提出議案第7号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書  
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 追加日程第6 議員提出議案第8号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書  
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 追加日程第7 議員提出議案第9号 新庁舎建設等検討特別委員会の設置について  
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 

出席議員（11名）

1番	橋本善雄君	2番	國分順一君
3番	羽生洋市君	4番	會田百合子君
5番	緑川久子君	6番	先崎勝馬君
7番	竹川里志君	8番	宗像芳男君
9番	水野正廣君	11番	中野孝一君
12番	田村弘文君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	副町長	菅野望君
教育長	有賀仁一君	総務課長	村上昭一君
企画政策課長	西牧英一君	税務課長	佐藤金哉君
町民生活課長	矢吹昌之君	健康福祉課長	赤坂泰秀君
子育て支援課長	矢崎秀一君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木稔君
地域整備課長	矢吹浩司君	教育課長	吉田隆君
会計管理者 兼出納室長	味原広一君	代表監査委員	佐久間金治君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	郡司功次	長	郡司治子
書記	鈴木健之	書記	新田晟也

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（田村弘文君） ただいまから令和6年小野町議会定例会6月会議、6日目の会議を開きます。  
ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎委員長の審査結果報告

- 議長（田村弘文君） 日程第1、各部常任委員会より、付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

6番、先崎勝馬委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 先崎勝馬君登壇〕

- 予算決算常任委員会委員長（先崎勝馬君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告申し上げます。

令和6年小野町議会定例会6月会議において予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上を申し上げまして、予算決算常任委員会の報告といたします。

- 議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

5番、緑川久子委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 緑川久子君登壇〕

- 総務文教常任委員会委員長（緑川久子君） 令和6年小野町議会定例会6月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第31号 小野町税条例の一部を改正する条例について、税務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、地方税法等の一部改正による所要の改正を行うものであり、公益信託の信託財産とするために支出した寄附金に係る町民税控除を行うための規定の整備などを行うものであります。

次に、議案第32号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う、国民健康保険税の賦課限度額等の改正、並びに令和6年度の課税基準の確定に伴う、国民健康保険税率の改正を行うものです。

次に、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、総務課長に出席を求め、参考意見を聴取し審査した結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情の趣旨については、自然災害に対する防災・減災や災害復旧の取組、物価高騰による多様な社会保障ニーズへの対応など、地方自治体には多くの新たな役割が求められております。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、今後も増大する行政需要に対応するためには、より積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算と地方財政の検討に当たっては、増大する財政需要を的確に把握するとともに、歳入歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう要望する意見書の提出を求めるものです。

次に、陳情第4号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情について、教育課長に出席を求め、参考意見を聴取し審査した結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情の趣旨については、学校給食費の無償化や一部補助を行う動きが全国的に広がっており、福島県内でも95%を超える自治体が学校給食費の負担軽減措置を取っている一方、市町村によっては、財政上の理由から負担軽減措置を十分に行えないなど、同じ県内に住んでいても居住地によって負担軽減が異なるといった問題も生じています。

このことから、学校給食費の無償化は自治体の努力によって行われるものではなく、国が行うべきものとして早期に実施するよう、国に対し意見書の提出を求めるものです。

次に、陳情第5号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情について、教育課長に出席を求め、参考意見を聴取し審査した結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情の趣旨については、陳情第4号でも述べたとおり、学校給食費の負担軽減について、同じ県内に住んでいても居住地によって負担軽減が異なるといった問題が生じています。

国が実施した調査によれば、青森県では今年10月から全県の小中学校での給食費無償化に向け、各市町村に交付金を配分することを決定しているほか、千葉県や香川県では第3子以降の給食費を無償化するなど、都道府県レベルでの支援も広がってきています。

このことから、国に学校給食費の無償化を促すためにも、県として積極的な施策を実施するよう県に対し意見書の提出を求めるものです。

次に、陳情第6号 「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について、教育課長に出席を求め、参考意見を聴取し審査した結果、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

本陳情の趣旨については、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に全額国庫負担で行われている被災児童生徒就学支援等事業について、令和6年度は6.9億円が予算化されています。

また、令和3年3月に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更についての中でも、子供の就学支援について、支援の必要な子供の状況等、事業の進捗に応じた支援を継続するとされており、経済的な支援を必要とする子供たちには長期的な支援が必須であることから、令和7年度においても被災児童生徒就学支援等事業を継続し、必要な財政措置を行うよう、関係機関に対し意見書の提出を求めるものです。

以上が、令和6年小野町議会定例会6月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（田村弘文君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

4番、會田百合子委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 會田百合子君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（會田百合子君） 令和6年小野町議会定例会6月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書について、産業振興課長に出席を求め、参考意見を聴取し審査した結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情は、令和5年春闘結果での賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、急激な物価上昇に追いつかず、実質賃金はマイナスが続き、超少子高齢化、人口減少という構造課題やデフレ経済なども相まって、不安定雇用と格差の拡大は、最低賃金近傍で働く者の生活はより厳しい状況が続き、経済、物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題となっています。

賃金と最低賃金の安定的な引上げには中小、零細企業の労務費の円滑な転嫁も必要不可欠であり、賃上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げと労務費の適正な転嫁による取引適正化が急務となります。

また、人手不足を補うための外国人労働者の増加とパート労働者、契約社員など、雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金、長時間労働など問題が山積みする中、重層的なセーフティネットの強化と、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引上げと早期発効は重要な政策でもあることから、賃金の経済政策となる最低賃金の引上げの重要性を強く認識し、福島県最低賃金は可能な限り速やかに1,000円に到達させること、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知徹底と環境整備の充実、強化を図ること、労働力確保や人口流出抑制等を多様な政策誘導として取り組むこと、福島県最低賃金の改定諮問時期の早期発効に努めること、賃金保証型での公契約を基準条項に盛り込ませた公契約条例制定の検討を行うことなどについて要望する意見書を、政府関係機関並びに福島労働局長へ提出するよう求められたものです。

以上が、令和6年小野町議会定例会6月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

---

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

---

◎議案第31号及び議案第32号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第3、議案第31号 小野町税条例の一部を改正する条例についてから、日程第4、議案第32号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで、2議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

---

◎議案第31号及び議案第32号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第31号 小野町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第32号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで、2議案を一括してお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号から議案第32号までの2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

◎議案第33号及び議案第34号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第5、議案第33号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第1号）から、日程第6、議案第34号 令和6年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、2議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

---

#### ◎議案第33号及び議案第34号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第33号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第1号）について、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第33号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和6年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（田村弘文君） 日程第7、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書については、厚生産業常任委員会委員長報告のとおり「採択」とし、陳情第3号 地方自治の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、陳情第4号 国に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書提出についての陳情、陳情第5号 県に対し学校給食費無償化を実施することを求める意見書提出についての陳情及び陳情第6号 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書については、「採択」とする総務文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号から陳情第6号までの陳情書については全て採択することと決定いたしました。

---

◎特別委員会委員長の中間報告

○議長（田村弘文君） 日程第8、特別委員会に付託中の事件について、会議規則第47条第1項の規定により、この際、中間報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長。

11番、中野孝一委員長。

〔議会改革特別委員会委員長 中野孝一君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（中野孝一君） 令和6年小野町議会定例会6月会議において、議会改革特別委員会の活動経過について中間報告をいたします。

議会改革特別委員会につきましては、第1回目の会議を5月28日に開催し、開かれた議会、信頼される議会を目指し、議会運営全般にわたり見直すこととし、議会改革特別委員会において検討すべき事案について洗い出しを行い、優先順位をつけ、段階的に協議検討するため、現在作業を進めているところであります。

また、6月1日には三春町議会の一般質問の傍聴を行い、一般質問の仕方、議場内の設営等について研修し、参考とすべき事項を取り入れ、当町議会運営の改善を図ることとしております。

引き続き、小野町議会の諸課題解決のために調査、検討を継続するものと決したことを申し添え、当議会改革特別委員会の中間報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会改革特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより追加議事の資料を配付いたします。

暫時休議といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議長（田村弘文君） ただいま追加議事日程、議員提出議案第3号から議員提出議案第9号までの議案を配付いたしましたが、配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（田村弘文君） なければ再開いたします。

---

◎議員提出議案第3号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 初めに、追加日程第1、議員提出議案第3号 議員派遣についてを議題といたします。

本案は議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第3号 議員派遣について、7番、竹川里志議員の説明を求めます。

7番、竹川里志議員。

〔7番 竹川里志議員登壇〕

○7番（竹川里志君） 議員提出議案第3号 議員派遣について。

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和6年6月17日提出。

提出者、竹川里志、賛成者、先崎勝馬、同じく宗像芳男、同じく緑川久子、同じく會田百合子、同じく羽生洋市の各議員であります。

提案理由、地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき、議員を派遣するため提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

◎議員提出議案第3号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第3号 議員派遣について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

---

◎議員提出議案第3号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第3号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第3号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議員提出議案第3号 議員派遣について、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員提出議案第4号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第2、議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、3番、羽生洋市議員の説明を求めます。

3番、羽生洋市議員。

〔3番 羽生洋市君登壇〕

○3番（羽生洋市君） 議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和6年6月17日。

提出者、羽生洋市、賛成者、會田百合子、同じく竹川里志、同じく先崎勝馬の各議員であります。

提案理由、令和5年春闘結果で、ほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったが、急激な物価上昇に追いつかず、経済、物価上昇に見合った継続的な賃上げは喫緊の課題であります。賃金と最低賃金の安定的な引き上げには、物価に負けない賃上げと取引適正化が急務となります。

また、外国人労働者やパート労働者、契約社員など、雇用形態の多様化は依然として存在し、最低賃金や長時間労働など問題が山積する中、重層的なセーフティネットの強化と最低賃金の引き上げの早期発効は重要な政策でもあることから、賃金の経済政策として重要性を強く認識し、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求めるため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議員提出議案第4号の質疑

○議長（田村弘文君） 議員提出議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第4号の討論

○議長（田村弘文君） 議員提出議案の討論を行います。

議員提出議案第4号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第4号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議員提出議案第5号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第3、議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、2番、國分順一議員の説明を求めます。

2番、國分順一議員。

〔2番 國分順一君登壇〕

○2番（國分順一君） 議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について。

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和6年6月17日提出。

提出者、國分順一、賛成者、緑川久子、同じく水野正廣、同じく宗像芳男、同じく中野孝一、同じく橋本善雄の各議員であります。

提案理由、地方自治体には、多くの役割が求められているが、現実には地域公共サービスを担う人材が不足し、今後増大する行政需要に対応するためには、より積極的な財源確保が求められる。

これら諸課題の解決には、地方財政の充実、強化が不可欠であるので、2025年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、財政需要を的確に把握し、歳入歳出を的確に見積り、地方財政を確立することが重要と考えられるため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

◎議員提出議案第5号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

---

◎議員提出議案第5号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第5号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第5号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第5号については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員提出議案第6号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第4、議員提出議案第6号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第6号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書について、5番、緑川久子議員の説明を求めます。

5番、緑川久子議員。

〔5番 緑川久子君登壇〕

○5番（緑川久子君） 議員提出議案第6号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書について。

学校給食費無償化を実施することを求める意見書を下記のとおり提出する。

令和6年6月17日提出。

提出者、緑川久子、賛成者、國分順一、同じく水野正廣、同じく宗像芳男、同じく中野孝一、同じく橋本善雄の各議員であります。

提案理由、学校給食費については、無償化や一部補助を行う動きが全国的に広がっているが、同じ県内に住んでいても居住地によって負担軽減が異なるといった問題が生じている。

学校給食費の無償化は、自治体の努力によって行われるものではなく、国が行うべきものとして早期に実施するよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議員提出議案第6号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第6号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第6号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第6号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第6号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議員提出議案第6号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書について、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎議員提出議案第7号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第5、議員提出議案第7号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第7号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書について、1番、橋本善雄議員の説明を求めます。

1番、橋本善雄議員。

〔1番 橋本善雄君登壇〕

○1番（橋本善雄君） 議員提出議案第7号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書について。

県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書を、下記のとおり提出する。

令和6年6月17日提出。

提出者、橋本善雄、賛成者、緑川久子、同じく國分順一、同じく水野正廣、同じく宗像芳男、同じく中野孝一の各議員であります。

提案理由、学校給食費については、同じ県内に住んでいても居住地によって負担軽減が異なるといった問題が生じており、都道府県レベルでの支援も広がってきている。

国に対し学校給食費の無償化を促すためにも、県として積極的な施策を実施するよう、地方自治法第99条の規定により、福島県知事並びに福島県教育長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

◎議員提出議案第7号の質疑

○議長（田村弘文君） 議員提出議案第7号につきましては、小野町会議規則第14条の規定により、提出されているものです。

議員提出議案第7号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

---

◎議員提出議案第7号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第7号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第7号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議員提出議案第7号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書について、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員提出議案第8号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第6、議員提出議案第8号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第8号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について、11番、中野孝一議員の説明を求めます。

11番、中野孝一議員。

〔11番 中野孝一君登壇〕

○11番（中野孝一君） 議員提出議案第8号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について。

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和6年6月17日提出。

提出者、中野孝一、賛成者、緑川久子、同じく國分順一、同じく水野正廣、同じく宗像芳男の各議員であります。

提案理由、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学等を保障するため、令和7年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算

確保を行うことが必要と考えられることから地方自治法第99条の規定により、復興大臣のほか関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議員提出議案第8号の質疑

○議長（田村弘文君） 議員提出議案第8号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第8号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第8号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

---

#### ◎議員提出議案第8号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議員提出議案第8号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議員提出議案第9号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第7、議員提出議案第9号 新庁舎建設等検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第9号 新庁舎建設等検討特別委員会の設置について、9番、水野正廣議員の説明を求めます。  
9番、水野正廣議員。

〔9番 水野正廣君登壇〕

○9番（水野正廣君） 議員提出議案第9号 新庁舎建設等検討特別委員会の設置について。

地方自治法第109条及び小野町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

令和6年6月17日提出。

提出者、水野正廣、賛成者、中野孝一、同じく宗像芳男、同じく竹川里志、同じく先崎勝馬、同じく緑川久子、同じく會田百合子、同じく羽生洋市、同じく國分順一、同じく橋本善雄の各議員であります。

提案理由。

- 1、委員会の名称、新庁舎建設等検討特別委員会。
- 2、調査期間、調査の完了する日まで。
- 3、委員の定数、10名。
- 4、設置の目的、新庁舎建設等に関する調査、検討・提言及び公共施設の建設、維持管理に関する調査・検討を行う。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

---

◎議員提出議案第9号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第9号 新庁舎建設等検討特別委員会の設置について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

---

◎議員提出議案第9号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第9号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

---

◎議員提出議案第9号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議員提出議案第9号 新庁舎建設等検討特別委員会の設置について、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎新庁舎建設等検討特別委員会委員の選任

○議長（田村弘文君） お諮りいたします。ただいま設置されました新庁舎建設等検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、1番、橋本善雄議員、2番、國分順一議員、3番、羽生洋市議員、4番、會田百合子議員、5番、緑川久子議員、6番、先崎勝馬議員、7番、竹川里志議員、8番、宗像芳男議員、9番、水野正廣議員、11番、中野孝一議員を指名します。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、新庁舎建設等検討特別委員会の委員は、ただいまの議長指名のとおり、選任することに決定いたしました。

暫時休議といたします。

ただいま設置されました新庁舎建設等検討特別委員会の正・副委員長を選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会の互選となりますので、ここで暫時休議といたします。

休議の間、ただいま設置されました新庁舎建設等検討特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時30分

○議長（田村弘文君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

新庁舎建設等検討特別委員会の正副委員長の選任について、報告いたします。

委員長に水野正廣議員、副委員長に國分順一議員が互選されました。

以上を申し上げて報告といたします。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（田村弘文君） これで、定例会6月会議に付議された事件は全て終了いたしました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（田村弘文君） 定例会6月会議の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6日間にわたり、執行部に提出された条例の改正、6年度の各会計補正予算、人事案件、報告案件等の7議案、そして議員提出7議案など、いずれも町政執行上又議会活動する上での重要な案件の審議でありましたが、議員各位また執行部の皆さんの連日のご精練により、議会運営委員会より示された会期及び議事日程の運営方針どおりに議了することができました。円滑な議事運営にご協力を賜りましたことに議長として改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、夜間開催の一般質問には6名の議員が登壇し、2日間にわたり、町の事務事業全般にわたり質問を行いました。2日間に町内の団体をはじめ、三春町議会議員の方など、延べ50名近くの傍聴者に来場いただき開催することができました。

町民の負託をいただき、議会議員として初めて一般質問を行った3名の議員の皆さんにも感謝を申し上げます。一般質問をはじめ、委員会等での質疑、意見、要望等十分に踏まえられ、今後の各種施策の推進を図られますようご期待を申し上げます。

全国的な少子高齢化に伴う人口減少により、地域の経済の縮小、地域の維持の困難など行政には新たな課題が突き刺さられており、現状を守るために今後は地域間での人の取り合いが想定され、小野町を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続くものと思われまふ。特に、田村二町では、小野町の人口減少率が高いのが危惧されてなりません。

小野町の持続的発展を実現するための新たな総合計画が昨年度策定され、これに基づく各施策の着実な推進を進めている段階であり、また、新庁舎建設計画に伴う候補地の確保、児童館施設の建設など、村上町長の下で将来を見越した大型事業が進められており、執行部の皆さん、職員の皆さんには引き続き小野町の将来のため、ご尽力を願うものであります。小野町が大きく変わることを期待しております。

私たち議会も、7月には県外の町村より行政調査の受入れ、各常任委員会の県内及び山形県への行政調査と、行動範囲を広げて実施してまいります。

また、議会改革の一環として、一般質問の精度の向上を受け、議会改革特別委員会が6月1日に実施した他町の一般質問の傍聴など、今後も議員の勉強会を積極的に行ってまいります。

本定例会で設置された新庁舎建設等検討特別委員会の活動を通して、防災拠点として、また町民のよりどころとなる施設を目指して、町と議論をしながら早期の完成を目指し活動してまいります。

これからが暑さ本番であり、議員各位、執行部の皆さんにはご自愛をいただき、引き続き町政進展と町民福祉の向上にご尽力くださるようお願いいたしまして、本定例会の閉会に当たりのご挨拶といたします。

ご精励ありがとうございました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（田村弘文君） この際、町長から発言があればこれを許します。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 令和6年小野町議会定例会6月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例議会には、条例改正案件2件、補正予算案件2件、人事案件1件の5議案と、2件の報告案件合わせて7案件をご提案申し上げましたところでありますが、議員の皆様には連日ご精励の上、慎重ご審議の結果、全議案ご議決を賜りまして誠にありがとうございました。

また、一般質問での多岐にわたるご質問やご提案、さらには委員会審議の過程でいただきましたご意見ご助言に対してましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の町政運営に努めてまいります。

今年度も第2四半期を迎えることから、小野町総合計画に掲げる将来像の実現のため、各種施策を着実に進めてまいります。

結びに、梅雨時期には体調不良を引き起こしやすい時期でございますので、議員各位におかれましてはくれぐれも健康にご留意をいただき、引き続き町政の発展のためご指導ご支援賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 本日の会議はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時37分